

2021年4月8日 全10頁

国際金融センターに向けた事業環境の改善

法人税、相続税、所得税、登録手続き等で海外企業の環境が改善

金融調査部 主任研究員 中村 昌宏

[要約]

- 国際金融センターを目指す動きが広がる中、3月発表の「国際金融センター指数」で東京は4位から7位と低下した。しかし、2位のロンドンとの指数の差は縮小し、他都市との差はまだあるものの、課題の「資産運用者からの評価」等の評価も改善した。
- 今年に入り、東京は「未来の東京」戦略の中で、圧倒的なアジアナンバーワンの国際金融都市を目指すとして発表、福岡は香港の資産運用会社の誘致に成功、やや出遅れていた大阪は推進組織の初会合を行うなど、動きが活発になっている。
- 税制面では法人税、相続税、所得税で、規制面では英語での登録手続き（ワンストップサービス）、届出による参入の一部容認など、制約の改善が進む。今後は、日本の年金市場へのアクセス機会の拡大、アジアでのグリーンファイナンス分野での日本のイニシアティブ発揮、日本の投資家にとってのメリット拡充等への取り組みが期待される。

目次

1.	「国際金融センター指数」は東京が7位、大阪が32位	2
2.	国際金融の機能誘致に向けた動きを進める東京、大阪、福岡	4
2.1.	国際金融都市となることで都市の競争力向上と地域経済活性化を企図	4
2.2.	東京：「未来の東京」戦略を発表。圧倒的なアジアナンバーワンを目指す	5
2.3.	福岡：香港の資産運用会社の誘致で実績を挙げる	6
2.4.	大阪：推進組織の初会合を開催	6
3.	税制面や規制面での制約は改善が進む	6
3.1.	課税範囲の見直し等を行った法人税、相続税、所得税	7
3.2.	規制面では海外運用会社の参入ハードルを下げる	7
4.	今後期待される注力ポイント	8
4.1.	「日本の強み」を拡充し、税率の高さをカバー	9
4.2.	地域経済や日本の投資家にとってのメリット	9
4.3.	有望なベンチャー企業が継続して誕生する環境整備	10

1. 「国際金融センター指数」は東京が7位、大阪が32位

3月17日に英シンクタンクのZ/Yenグループと中国総合開発研究院が「第29回 国際金融センター指数 (The Global Financial Centres Index: GFCI)」を発表した。上位3都市は前回(2020年9月発表)と変わらず、ニューヨーク、ロンドン、上海の順となった。日本の都市では、東京が4位から7位に低下し、大阪は39位から32位へと上昇した。東京の順位は低下したが、上位との指数の差を見ると2位のロンドンから8位の深圳までの差が縮小し、「ほぼ横並びになった」とみるのが妥当である(図表1、2)。

GFCIでは、各都市の指数が変動した要因が開示されていないため、東京の指数が低下した要因を特定することは難しい。しかし、GFCI算出の基となる、①「定量スコアの分析評価」を構成する5つの分野、②「アンケート評価」を行う金融実務家が属する9つの業種では、それぞれ評価の高い各15都市とその順位が掲載されている。これらの順位の変動を見ると、今回の東京は、定量スコアでは「インフラ(3位→6位)」、「金融セクターの発展(11位→16位以下)」、「評判(5位→8位)」で、業種別では「銀行(4位→7位)」で順位を落としている。東京の順位低下はこれらの影響が大きかったものと推察される(図表3、4)。

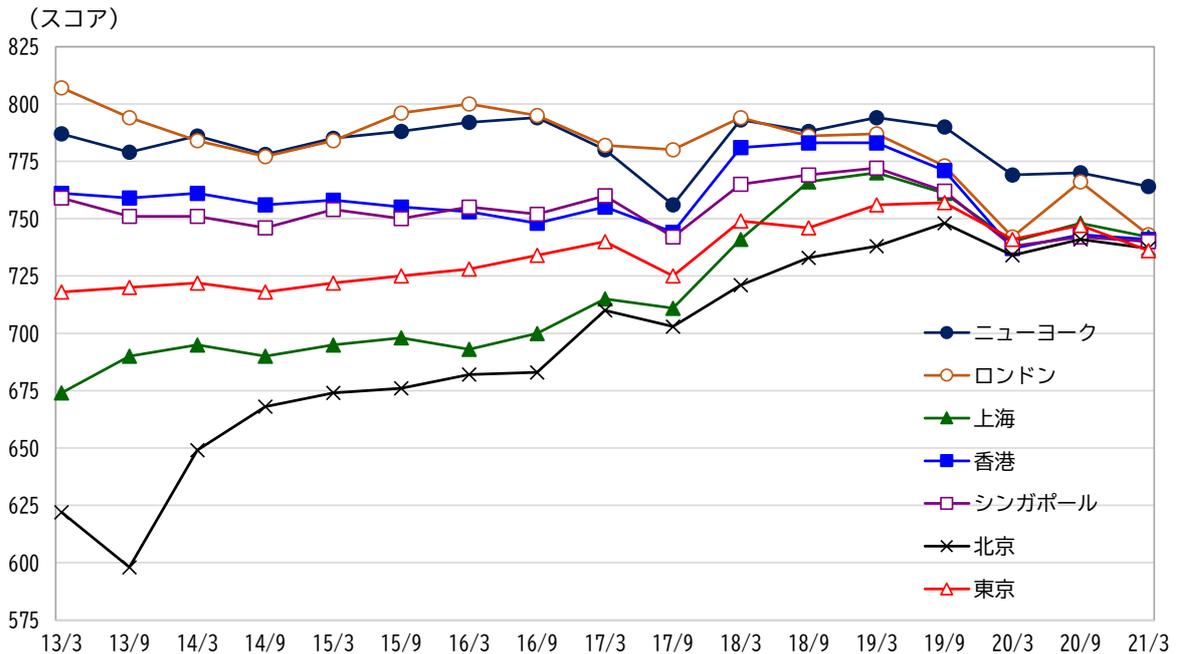
2020年8月以降、「国際金融センター」を目指す動きが広がっている中、東京の順位低下を懸念する見方もある。前回の評価が低かった定量スコアの「事業環境(13位→8位)」と「人的資本(9位→6位)」で東京の順位が上がったものの、シンガポールや上海も当該分野で順位を上げており、東京の評価が相対的に改善したとまでは言い難い。また、資産運用者からのアンケート評価(16位以下→14位)が上昇した点は明るい材料だが、競合都市との差は大きい。

図表1 直近の国際金融センター指数上位10都市と大阪の指数と順位の推移

発表時期 回数 対象都市数	2015/9	2016/3	2016/9	2017/3	2017/9	2018/3	2018/9	2019/3	2019/9	2020/3	2020/9	2021/3
1 ニューヨーク	788	792	794	780	756	793	788	794	790	769	770	764
(順位)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
2 ロンドン	796	800	795	782	780	794	786	787	773	742	766	743
(順位)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
3 上海	698	693	700	715	711	741	766	770	761	740	748	742
(順位)	(21)	(15)	(16)	(13)	(6)	(6)	(5)	(5)	(5)	(4)	(3)	(3)
4 香港	755	753	748	755	744	781	783	783	771	737	743	741
(順位)	(3)	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(6)	(5)	(4)
5 シンガポール	750	755	752	760	742	765	769	772	762	738	742	740
(順位)	(4)	(3)	(3)	(3)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(5)	(6)	(5)
6 北京	676	682	683	710	703	721	733	738	748	734	741	737
(順位)	(29)	(22)	(26)	(16)	(10)	(11)	(8)	(9)	(7)	(7)	(7)	(6)
7 東京	725	728	734	740	725	749	746	756	757	741	747	736
(順位)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)	(6)	(6)	(3)	(4)	(7)
8 深圳	694	688	691	701	689	710	726	730	739	722	732	731
(順位)	(23)	(18)	(22)	(22)	(20)	(18)	(12)	(14)	(9)	(11)	(9)	(8)
9 フランクフルト	706	689	695	698	701	708	730	737	733	720	715	727
(順位)	(14)	(17)	(19)	(23)	(11)	(20)	(10)	(10)	(15)	(13)	(16)	(9)
10 チューリッヒ	715	714	716	718	704	713	732	739	734	719	724	720
(順位)	(7)	(6)	(9)	(11)	(9)	(16)	(9)	(8)	(14)	(14)	(10)	(10)
大阪	699	687	699	712	688	692	693	690	705	656	665	684
(順位)	(20)	(19)	(17)	(15)	(21)	(23)	(22)	(31)	(27)	(59)	(39)	(32)

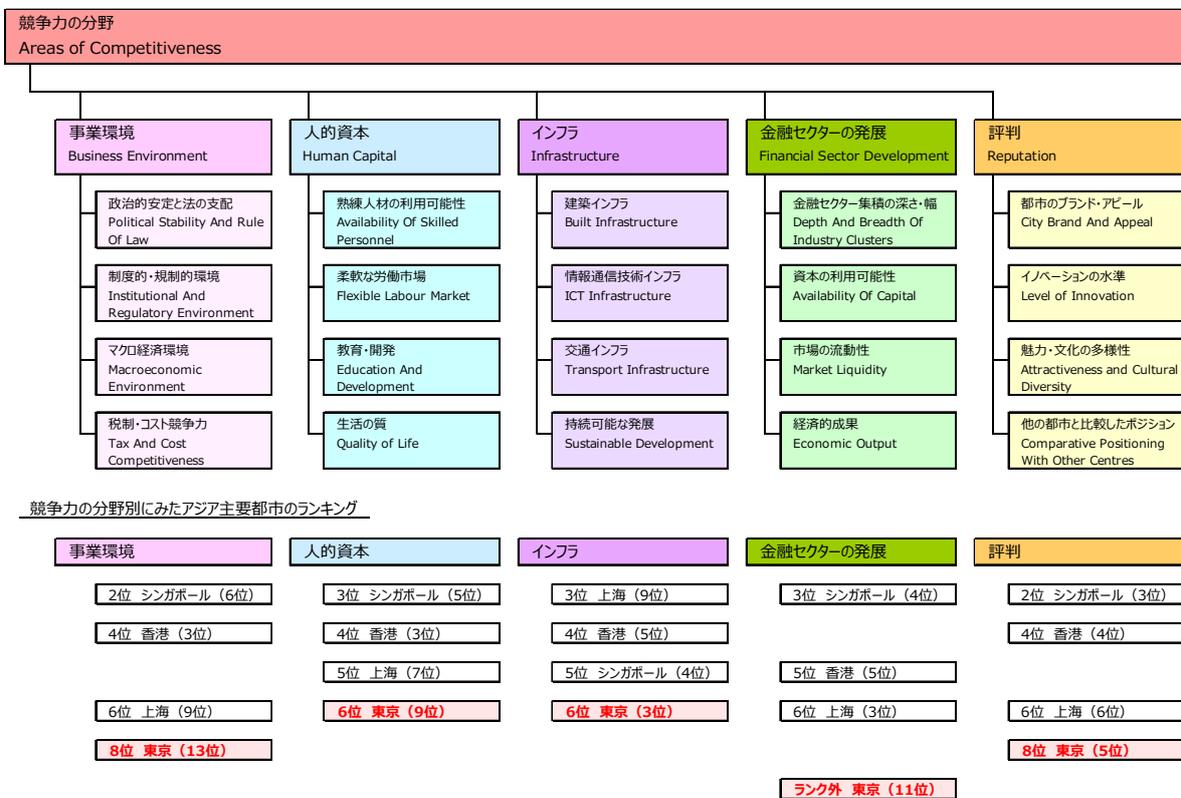
(出所) “The Global Financial Centres Index”を基に大和総研作成

図表 2 主要都市の国際金融センター指数（スコア）の推移



(出所) “The Global Financial Centres Index”を基に大和総研作成

図表 3 「定量スコアの分析評価」を構成する5分野とアジア主要都市の順位



(注) 都市の順位は第 29 回 (2021/3) 公表ベース。カッコ内の順位は第 28 回 (2020/9) 公表分を表す
 (出所) “The Global Financial Centres Index” (第 28 回、第 29 回) を基に大和総研作成

図表 4 金融実務家によるアンケート結果（2021/3 発表分）

項目 \ 業種	銀行	専門サービス	資産運用	ファイナンス
人数	2,516	1,300	984	856
比率	23%	12%	9%	8%
東京	7位 (4位) ↓	8位 (12位) ↑	14位 (-) ↑	8位 (6位) ↓
香港	3位 (5位) ↑	4位 (4位) →	3位 (4位) ↑	6位 (5位) ↓
上海	2位 (3位) ↑	6位 (6位) →	5位 (5位) →	2位 (2位) →
シンガポール	8位 (10位) ↑	3位 (5位) ↑	4位 (3位) ↓	11位 (12位) ↑

(注) 表中の「比率」は、アンケート評価回答者数に占める比率を示す。

また、都市の順位は第 29 回（2021/3）公表。カッコ内の順位は第 28 回（2020/9）公表を表す。

(出所) “The Global Financial Centres Index”（第 28 回、第 29 回）を基に大和総研作成

2. 国際金融の機能誘致に向けた動きを進める東京、大阪、福岡

2.1. 国際金融都市となることで都市の競争力向上と地域経済活性化を企図

足下の国際金融都市に向けた動きの先駆けとなったのは東京である。小池百合子氏が都知事に就任した 2016 年、東京は金融の活性化が都市の魅力や競争力維持のために不可欠と考え、国際金融都市化の実現に向けた検討体制を発表した。また 2020 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020」では、国際秩序が大きく変化する中、日本が戦略的に不可欠な存在になるためのアプローチの 1 つとして、「海外金融機関等の受入れに係る環境整備等により、世界中から優秀な人材や資金、情報を集め、世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立を目指す」と明記された。

このような政府方針を受け、2014 年に国家戦略特区の 1 つに指定されてスタートアップ支援を推進してきた福岡は、外資系金融機関・人材が有する経営管理上のノウハウや技術、情報など優れた経営資源が加わることで、地域経済の一層の活性化、生産性の向上、国際化などが期待されるとして、2020 年 9 月に国際金融都市を目指すを発表した。

また、GFCI での評価が高い香港では、金融実務家が活動拠点を域外に移転させる可能性も予想されている。香港は中国本土に向けた投資の入り口（ゲートウェイ）としての重要性は高いものの、2019 年の逃亡犯条例改定（同年 10 月に正式撤回）や 2020 年の香港国家安全維持法の公布・施行についての現地での抗議活動や当局の対応が、自由な経済活動を続ける上での不安材料になり得る。

このような環境の下、東京、大阪、福岡の各自治体では、国際金融の機能誘致への取り組みを強めている（図表 5）。

図表5 「国際金融センター」に関する主なニュース

年月	関連都市	内容
2016/11	東京	東京都が「国際金融都市・東京」の実現に向けた検討体制を発表。
2017/11	東京	東京都が「国際金融都市・東京」構想の策定を発表。
2017/12	東京	東京都がシティ・オブ・ロンドン・コーポレーションと交流・協力に関わる合意書を締結。
2020/9	福岡	福岡市の高島市長が、同市を国際金融センターにするため外資金融機関の誘致強化に意欲を表明。
2020/9	大阪、神戸	SBIホールディングスの北尾社長が、次世代金融のハブとなる国際金融センターを大阪・神戸地区に置く構想の実現に向け、大阪府や政府との連携に動き始めたことを明らかにした。
2020/9	福岡	福岡市が福岡県や地元経済団体と国際金融都市を目指す産学官組織「TEAM FUKUOKA」を結成。
2020/10	—	菅首相が国際金融都市構想について、「東京の発展を期待するが、他の地域でも金融機能を高めることができる環境をつくりたい」とコメント。
2020/10	東京	東京都が『国際金融都市・東京』構想に関する有識者懇談会（仮）準備会を開催。
2020/10	東京	東京都が「ビジネスコンシェルジュ東京」の海外窓口を香港に設置。
2020/10	福岡	福岡市が海外の金融機関の拠点開設などを支援する相談窓口を設置。
2020/11	大阪	大阪府の吉村知事が、定例記者会見で、日本に世界の金融ハブをつくる「国際金融都市」の実現に向け、官民一体の推進組織を2020年度内に設置すると発表。
2020/11	東京	東京都が「国際金融都市・東京」構想の改訂に向けた有識者懇談会を開催。現在の構想の達成状況の確認、今後の議事進行などを議論。懇談会で検討を重ね、2021年6月に改訂の素案をとりまとめる。
2020/12	福岡	TEAM FUKUOKAは、2回目の幹事会を開き、誘致の方向性や課題を取りまとめた。資産運用業やフィンテック、BCP（事業継続計画）対応業務を重点的に誘致する方針を共有した。
2020/12	大阪	大阪府と大阪市、地元経済団体は、2020年度内に設立する「国際金融都市OSAKA推進委員会」の準備会合を開き、官民一体で国際金融都市の実現を目指すなどとした設立趣意書を採択した。
2021/1	—	金融庁は日本に新規参入する海外ファンドの登録手続きから監督・検査まで一貫して英語で対応する「拠点開設サポートオフィス」を新設。登録手続きの詳細を定める内閣府令も改正し、施行した。
2021/1	大阪	SBIホールディングスが6割、三井住友フィナンシャルグループが4割を出資し、「大阪デジタルエクステンジ（ODX）」を3月に設立すると発表。私設取引所を2022年春にも開設する意向。
2021/2	福岡	香港の資産運用会社、MCPホールディングスが福岡市に新拠点を設けると発表。香港の本社機能の一部を移転し、4月以降に日本事業の本社機能を持つ事務所を開設する。
2021/3	大阪	大阪を世界の金融ハブにすることを目指す「国際金融都市構想」の推進組織が初会合を開いた。産官の取り組みや国への要望事項を議論し、2022年3月までに具体的な戦略をまとめる。
2021/3	東京	東京都は、長期戦略「未来の東京」戦略を発表。2030年に向け、国際金融都市の実現に向けた外国企業の誘致や、グリーンファイナンスで世界をリードすべく、世界規模のマーケットの創設を目指す。

（出所）東京都戦略政策情報推進本部、メディア報道を基に大和総研作成

2.2. 東京：「未来の東京」戦略を発表。圧倒的なアジアナンバーワンを目指す

東京は、国際金融都市に向けた意気込みを強めている。先週（3月30日）発表された「未来の東京」戦略では、東京が目指す2040年代の20の「ビジョン」、これらの「ビジョン」の実現のため2030年に向けて取り組むべき21の「戦略」、戦略実行のための122の「推進プロジェクト」、今後3カ年のアクションプランが示された。この中で、『国際金融都市・東京』実現プロジェクトは、「未来の東京」の創出をリードする15の主要プロジェクトの1つに挙げられ、また戦略の中で「圧倒的なアジアナンバーワンを目指していく」ことが強調されている。

また、今後、温室効果ガス排出量削減など、環境に良い効果を与える企業活動等への資金提供を意味するグリーンファイナンスで、世界をリードすることを目指す考えも示された。2021～2023年度のアクションプランには、グリーンファイナンス市場の創設（仮称：Tokyo Green Finance Market）やファンドの創設（仮称：サステナブルエネルギーファンド）等が挙げられた。

2.3. 福岡：香港の資産運用会社の誘致で実績を挙げる

昨年9月に市と県が連携して国際金融機能を誘致するための推進組織「TEAM FUKUOKA（チーム福岡）」を結成した福岡では、10月には福岡市に外資系金融機関等向けの進出支援窓口（ワンストップ窓口）を設立して英語や中国語での無料相談に応じる体制を整えた。このような積極的な動きが奏功し、今年2月には、香港の資産運用会社であるMCPホールディングスが福岡市に新拠点を設け、香港の本社機能の一部を移転することを発表する等、誘致の実績を挙げている。

2.4. 大阪：推進組織の初会合を開催

大阪は、3月29日に「国際金融都市OSAKA推進委員会」の設立総会を開いた。1年後の2022年3月までに、①国際金融都市の実現に向けた課題等の整理、②産官の各々の役割に応じた具体的な重点取組事項をとりまとめた戦略の策定、③海外事業者の誘致に向けたプロモーション等の実施、④国による条件整備への働きかけ等を進めることとなった。

3. 税制面や規制面での制約は改善が進む

自治体だけでなく、省庁も国際金融の機能を誘致するための環境改善を進めている。これまでアジア地域で競合するシンガポールや香港に比べ、税率が高い点や新規参入に要する時間が長い点等が日本の欠点と指摘されてきた。しかし、「令和3年度税制改正の大綱」（2020年12月21日閣議決定）では税率自体の引き下げには至っていないものの、相続税、法人税、所得税の見直しが盛り込まれた。特にファンドマネージャーや役員として従事する外国人にとって税制面の環境が改善に向かっている。

また、規制面でも、金融庁と財務省財務局が日本拠点開設を検討する海外金融事業者向けの一元的な相談窓口（ワンストップサービス）を設置したり、条件付きで簡素な手続き（届出）で資産運用業への参入を可能とする制度を導入しようとする等、制約の除去が進んでいる。

これらの施策は、日本の事業環境をレベル（指数）だけでなく、相対評価（香港やシンガポールとの順位差）を改善させよう。英語での手続きができなかった日本で英語でのワンストップサービスが提供されれば、英語が日常多く使われている香港やシンガポールと同等には至らないまでも、両者の評価の差は縮まると思われる。また、税制面にしても、社会保障費への支出が増加しているシンガポールでは、2022～2025年の間に売上高に課される財・サービス税の税率が現行の7%から9%に引き上げられることが予定されている中、日本ではファンドマネージャーのファンド持分に対して運用成果を反映して分配される利益への税率が20%と総合課税の最高税率（55%）より低い扱いになる。これも日本の相対評価が改善する一因となろう。

3.1. 課税範囲の見直し等を行った法人税、相続税、所得税

税制面では、法人税、相続税、所得税のそれぞれで、課税範囲等が見直された（図表 6）。

法人税では、それまで非上場会社では損金算入できなかった「役員の業績連動報酬」が、算定方法を金融庁のウェブサイトへ掲載する等の場合、損金算入を認められるようになった（投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の場合）。現在、今年 12 月と見込まれている関連法が施行された後、順次適用される予定となっている。

相続税では、それまでは 10 年を超えて日本に居住していた外国人に対しては国外財産を含めた相続財産全体に相続税が課されていたが、今回、居住期間にかかわらず、国外財産を相続税の課税対象外とすることになった。

所得税では、それまで不明確だった「ファンドマネージャーのファンド持分に対して運用成果を反映して分配される利益」の扱いが、総合課税（累進税率、最高 55%）ではなく、分離課税（一律 20%）の対象になると明確にされた。

図表 6 国際金融都市に向けた主な税制措置

	現状	対応
法人税 運用会社に課税	30% 役員の業績連動報酬 上場会社：損金算入可能 非上場会社：損金算入不可	投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方法を金融庁のウェブサイトへ掲載する等の場合には、 損金算入を認める 。 (関連法案施行<2021年12月見込>後、順次適用予定)
相続税 ファンドマネージャー等の相続人に課税	0%~55% 10年超居住： 全世界財産 10年以下居住： 国内財産のみ	勤労等のために日本に居住する外国人について、居住期間にかかわらず、 国外財産を相続税の課税対象外とする 。 (2021年4月1日導入予定)
所得税 ファンドマネージャー等の個人に課税	0%~55% ファンドマネージャーのファンド持分に対して運用成果を反映して分配される利益 ⇒ 金融所得にあたるかが不明確	利益の配分に経済的合理性がある場合等においては、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、「株式譲渡益等」として 分離課税（一律20%） の対象となることを 明確化する 。 (2021年春導入予定)

（出所）金融庁「世界に開かれた国際金融センターの実現」（2021年3月）を基に大和総研作成

3.2. 規制面では海外運用会社の参入ハードルを下げる

規制面では、これまで海外や新興資産運用会社が日本の資産運用事業に参入を検討する際の制約に挙げられていた点に対応している。例えば、国際資産運用センター推進機構の「東京における資産運用ビジネスエコシステムの現状」（2019年11月）では、日本での創業にあたっては、事業計画の策定に必要な「立ち上げに必要な手続きの全体図」が正確に把握できない、登録申請にかかる期間が長いなど、改善すべき点が多く指摘されている。

このような中、今年1月には、金融庁と財務省財務局が英語で対応する「拠点開設サポートオフィス」を設置した。当オフィスでは、①登録の事前相談、②登録手続き、③登録後の監督、④英語での提出が可能な書類受付、の業務を行う。登録の事前相談は、資産運用会社を含むすべての海外金融事業者を対象に、金融商品取引業の登録に向けた事前の法解釈やビジネスモデルに

係る相談などを提供する。海外の新規参入者にとっては、金融庁や財務局それぞれに出向く必要はなくなり、また日本語の提出書類の作成、通訳の手配等の手間も省くことが可能となる。また、金融庁は3月30日、日本への参入・拠点開設を検討する海外金融事業者向けに、創業・生活面での支援情報や関連政策等を含む「国際金融センター 特設ページ」を開設し、積極的な情報発信に努めている (<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/>)。

登録申請については、3～5年程度の時限措置となるが、海外当局から許認可を受けて既に海外の顧客資金での運用実績がある資産運用業者については、海外の資金のみを運用するという条件で届出によって日本市場に参入する方向である。また、主に海外のプロ投資家を顧客とするファンドの資産運用業者についても、届出での参入が可能となる。これらは、いずれも今通常国会に法案が提出される予定である（図表7）。

図表7 日本の相続税の課税対象

■ 新規海外運用会社等への英語対応

現状	対応
日本への参入を検討する海外の資産運用会社に対する事前相談対応、登録審査、監督を行う場が、金融庁と財務局で分かれている 提出書類や議論を日本語で行う必要があるため、海外事業者の規制対応コストが高い	金融庁・財務局が「拠点開設サポートオフィス」を設置（2021年1月12日） ⇒ 事前相談、登録審査、監督等を英語によりワンストップで対応。 ※併せて、AI翻訳を用いた音声・テキスト翻訳サービスを導入し、金融行政の英語化を推進（2021年3月頃～）

■ 規制面でのボトルネックの除去

現状	対応
海外のプロ投資家を顧客とする資産運用業者であっても、日本で資産運用業を行うには、原則として「登録」が必要であり、さらに海外で業務実績がある場合でも、登録手続には一定の時間を要する	以下について、簡素な手続（届出）による参入制度を創設 ①海外当局による許認可を受け、海外の顧客資金の運用実績がある資産運用業者（海外の資金のみ運用）（3～5年程度の時限措置） ②主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの資産運用業者 （注）2021年通常国会に法案を提出予定

（出所）金融庁「世界に開かれた国際金融センターの実現」（2021年3月）を基に大和総研作成

4. 今後期待される注力ポイント

このような自治体や省庁の施策により、国際金融の機能誘致に向けた環境は改善に向かっていくと考えられる。現状、GFCI のアンケート評価に見られるように、まだ日本の環境改善の認知度が海外の金融事業者の中で低く、また英語のワンストップサービスについても問い合わせが増えた場合の処理力が未知数だったりする等の懸念はある。

しかし、これらの懸念は実績を積み重ねることで改善されよう。また、認知度が低かったとしても、日本に拠点をシフトする企業が1社また1社と増えていけば、業界内での認知度は徐々に高まる期待は十分ある。まずは自治体のトップが海外で積極的なプロモーション活動を行って、誘致実績を増やすことが望まれる。

その一方で、これまでのように海外から日本の上場株式や債券等に投資するのではなく、敢え

て拠点を日本に移すよう海外の金融事業者が意思決定し、国際金融センターの機能誘致の流れが持続するには、①税率の高さをカバーする「日本の強み」の拡充、②日本の投資家にとってのメリット拡充、③有望なベンチャー企業の誕生が継続する環境の整備、が必要と考える。

4.1. 「日本の強み」を拡充し、税率の高さをカバー

法人税や所得税の税率をシンガポールや香港並みに引き下げることは望まれるものの、安定した税収の確保の観点等から、実現することは難しいと思われる。むしろ、年金市場の規模など、日本の強みである市場の厚みが事業参入の動機づけとなるような環境整備が期待される。

国際資産運用センター推進機構の「東京における資産運用ビジネスエコシステムの現状」では、日本はアジア地域で最大の年金市場規模を誇る一方で、資産運用の登録申請に要する期間が長い、現実的には年金コンサルティング会社等の推奨がないと機関投資家からの資産運用受託が困難等、進出後の事業運営の難しさが、資産運用企業から指摘されている。既に登録申請に要する時間については施策が講じられているものの、新規参入する資産運用企業が関連事業者（機関投資家、バックオフィス業務の委託先企業など）と接触する機会を増やす等、サポート拡充が望まれる。

また、東京が掲げた「グリーンファイナンス」分野で、日本が存在感を高めることも必要と考える。同分野では欧州が世界をリードしており、「グリーン」基準（EUタクソノミー）の策定作業も進めている。しかし、新興国をはじめ世界各国で全ての産業が一足飛びに「脱炭素社会」に至ることは、技術やコストの点で難しい。日本では、経済産業省が気候変動対策のための着実な移行（トランジション）や温室効果ガスの大幅削減に向けたイノベーションに取り組む企業に対するファイナンスの役割の重要性を唱えている（「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略 2020」（2020年9月16日））。このような脱炭素社会に向けたトランジションというアプローチは、特に新興国の多いアジア地域では広く受け入れられる可能性がある。欧州をはじめ多くの国・地域が存在感を高めようとするグリーンファイナンスに取り組む中で日本が存在感を高めるには、アジア域内を中心とするトランジション・ファイナンスの促進がカギになるのではないだろうか。そのためには、資金を調達する企業、資金を供給する投資家や銀行、さらには関連する専門サービス業者に対し、トランジション・ファイナンスの啓発が必要となる。アジア地域に属する日本は、時差が小さく移動距離も短いという利点を活かし、国内でアジアとしての脱炭素社会に向けた考えやトランジション・ファイナンスの有用性等に関する国際セミナーの開催等を通じ、アジア地域での日本の存在感を高めることが望まれよう。

4.2. 地域経済や日本の投資家にとってのメリット

国際金融センターに向けた取り組みを持続するには、力強いリーダーシップと同様に、地域経済や住民の支持も欠かせない。このため、地域や市場参加者（日本の投資家など）にとってのメリットが必要となる。但し、資産運用業などの金融事業は、それほど多くの雇用を生み出すわけ

ではない。また、オフィススペースの賃貸需要も、バックオフィス業務を外部委託するとすれば、1社あたりの面積はそれほど広くないだろう。このようにみると、日本の投資家などの市場参加者にとってのメリットの創出が重要となる。

これまでも、日本から一部の外国籍の投資信託を売買できていたことを考えると、海外の金融事業者が参入することのメリットの1つに、新たな金融商品への投資機会が得られることが考えられる。但し、今通常国会で提出される予定の法案にある届出による参入制度は、海外の資金のみを運用する場合か海外のプロ投資家を顧客とするファンドの資産運用業者が対象で、これによって日本の投資家に新たな金融商品の投資機会が提供されるわけではない。将来的には、日本の投資家の投資機会を増やすような制度改正が期待される。

4.3. 有望なベンチャー企業が継続して誕生する環境整備

海外の金融事業者が日本に進出しやすい環境を整備したとしても、魅力ある投資対象が次々と誕生しなければ、海外の金融事業者が日本に居続けるメリットは少ない。日本では中小企業庁を中心に創業・ベンチャー企業への支援がなされてきたものの、有望なベンチャー企業が育ちにくいと言われている。これまでは多くのベンチャー企業が大手事業会社の子会社等として設立されてきたことが主因だが、2000年代に入り、大学発ベンチャー創出に向けた動きが増え、大学生向けのビジネスコンテストの機会が増える等、ベンチャー企業が育つ環境は整備されてきている。

また、日本ではベンチャー企業のような事業リスクの高い企業への出資が少ない中、今般の制度改正でリスクを取れるマネーが海外から流入すると予想される。起業家にとってみても、創業から早い段階で海外投資家が求める企業統治や成長の時間軸等に触れる良い機会となろう。

有望なベンチャー企業が継続して誕生するために、このような環境の変化に加え、起業家と支援者（ベンチャーキャピタル、金融機関、専門家、行政など）とを結ぶネットワークづくりの頻度を高め、またビジネスコンテストから事業化に向けた支援を行うこと等が期待されよう。